

# 福祉文教常任委員会会議録

令和5年3月3日

忠岡町議会

## 忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日 時 令和5年3月3日（金）午前9時58分開会

場 所 委員会室

### 1. 出席委員

|              |       |
|--------------|-------|
| 福祉文教常任委員会委員長 | 前川 和也 |
| 〃 副委員長       | 三宅 良矢 |
| 〃 委員         | 河瀬 成利 |
| 〃 委員         | 小島みゆき |
| 〃 委員         | 是枝 綾子 |
| 〃 委員         | 勝元由佳子 |
| 議長（オブザーバー）   | 和田 善臣 |

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席理事者

|              |       |         |       |
|--------------|-------|---------|-------|
| 町 長          | 杉原 健士 | 副 町 長   | 井上 智宏 |
| 教 育 長        | 富本 正昭 | 町長公室長   | 立花 武彦 |
| 秘書人事課長       | 中定 昭博 | 財政課長    | 岩佐 式人 |
| 健康福祉部長       | 泉元 喜則 | 健康こども課長 | 谷野 彰俊 |
| 高齢介護課長       | 武藤 優子 | 地域福祉課長  | 藤原 直臣 |
| 保険課長         | 泉 亜希  | 教育部長    | 二重 幸生 |
| 教育部理事兼学校教育課長 |       | 生涯学習課長  | 畑中 孝昭 |
|              | 石本 秀樹 | 教育みらい課長 | 森野 英三 |
| 教育みらい課参事     | 道口 康子 | 学校教育課参事 | 三好 泰隆 |
| 学校教育課参事      | 吉安 涉  |         |       |

### 1. 本議会の職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 柏原 憲一 |
| 主 査  | 酒井 宇紀 |
| 主 査  | 岩間早百合 |

委員長（前川和也議員）

おはようございます。定刻よりちょっとばかり早いですけども、全員お揃いのようなので、ただいまより福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前9時58分」開会）

委員長（前川和也議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

また、本日の出席委員は、全員ですので、委員会は成立しております。

委員長（前川和也議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、8番・三宅委員を指名いたします。

委員長（前川和也議員）

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

皆さん、おはようございます。早朝よりご参集ありがとうございます。本日は、第1回の定例会に向けました福祉文教常任委員会ということで、議案を上程させていただくことに対しまして、しっかりと議論を高めながら、来る本会議にはご賛同願いたいと、かように思うわけでございます。

奈良のお水取りも始まったようで、季節柄、三寒四温とかいうような言葉がありまして、3日寒くて4日暖かいということで、今日の委員会もしっかりとぬくめながらご協議願えれば幸いかなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

2月28日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件を議案書に基づき進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

委員長（前川和也議員）

案件1 令和5年第1回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

委員長（前川和也議員）

議案第5号 忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを、担当課より説明を求めます。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

課長。

教育みらい課（森野英三課長）

それでは、議案書41ページ、お願いいたします。議案第5号、忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明いたします。概要につきましては、お手元の議案第5号、教育みらい課資料1をご覧ください。

本件は、忠岡町立東忠岡こども園開園に伴い必要な関係条例の整理でございまして、忠岡町行政手続条例、忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に係る条例においての字句の修正、忠岡町立幼稚園条例、忠岡町保育所設置条例を廃止するものでございます。この改正等による影響は、特にございません。

説明は以上でございます。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この東忠岡のこども園ができて、そして東の幼稚園と保育所が廃園になると。大変名残惜しいものがあるんですけども、新しいところということで、待機児童の解消ということもやっぱり大きな課題であったと思います。

で、この待機児童の問題についてですが、4月1日、大体もう今の時期、入所児童がほぼ確定していらっしゃると思いますが、待機児童は出ていますでしょうか。どのような状況でしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

現時点で精査した結果、待機児童はございません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大体、4月1日はそう待機児童はないんですが、年度の途中で0歳、1歳、2歳の辺りが待機児童が出てくるというのが、ずっとここ数年の間、起こってきたことですけれども、それについての見通しというのは大丈夫という見通しを持っていらっしゃるでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

0、1、2歳の件についてなんですけども、その年々でやはり上下することはあるんですけども、現時点、若干枠の空いてる施設もございます。その辺りは実情に応じながらご相談いただいて、可能な限り対応させていただければと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

東のこども園ができたということによって、0、1、2歳児については若干例年よりも余裕は少しはあるという状況であるということですね。

ちなみに、0歳、1歳、2歳の東のこども園の、新しくできるこども園の定員ですね、保育士さんの人数は決まっておりますので、定員に対して今現在どのぐらい入所が決定、予定されているのでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

現時点なんですけども、0歳が定員12名に対して現時点で9名、1歳が30名の定員に対して29名、2歳が36名の定員に対して28名となっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。枠が増えても希望者も増えてきているということのようで、1歳児がちょっと1名しか余裕がないという状態であるというのは分かりました。引き続き保育士さんを確保して、待機児童が出ないようにご努力いただきたいと思います。待機児童についてはちょっとこれで。

それから、もう1点、すみません。

委員長（前川和也議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

幼稚園、1号子ども、東の1号子どもについてなんですけれども、忠小校区の子どもさんがもし希望した場合は、どういう扱いに、入所できるのかどうかということについてなんですが、どうでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

忠小校区の方でも入所は可能となっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それは、定員に空きがあるという状況だからということでしょうか。平たく言うと、もともとどこでも選択できますと、こども園ということなのでということですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今のご質問でございますが、今、全て忠岡町内にはこども園しか残っていないので、今おっしゃられてるとおりですね、一定小学校については校区という形では決めさせてはいた

だいておりますが、もう就学前に関しましては特段その辺は配慮しておりませんので、保護者のご希望があつて、もちろんその定数に余裕があれば、受入れのほうは可能でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あまり細かいことまではちょっとお聞きするということは、また個別にちょっとお聞きしていきます。

そしたら、もう1点。最後にちょっともう1点。

委員長（前川和也議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

条例改正のそのものところの中で、利用者負担といいますか、保育料ですね。3、4、5歳のお子さんは無料化なんですけれども、0、1、2歳の非課税でない、非課税の方は無料なんですけれども、非課税でない方の保育料がどのように、東忠岡保育所であったお子さんが、この東忠岡の認定こども園になったら、その利用者負担はどうなるんでしょうか。変化はありますか、影響とかは。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

こども園に変わるというところで、利用者負担に関しては変更は特にございませぬ。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。保育料そのものは変わらないということですね。ほかに変わるかどうかというのは特にございますでしょうか、保護者負担、利用者負担については。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

特段、運営としてというのはないんですけども、今までやったらPTAであったりとか、保護者会というものが統合された形にはなるので、そちらの徴収の体制というのは若干変更というものはございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それはまた園内の話ということで、条例上というところは特にはないということですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長（前川和也議員）

他に、ございませんか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

この議案そのもののことは質問ないんです。今ちょっと是枝議員の質問を聞いてて気になったからお聞きするんですけどね。昨日もちろって議員の間で話が出たんであれなんですけど、この議案資料、ありますでしょう。条例改正があつてね、影響が出る部分とか変更される部分というのは、ここの資料に全部ついてると思っていいんですよ。

というのは、ここに挙がってる資料を、我々というか少なくとも私はこれが全てやと思って、こうやって審議に臨むんですよ。だから、ここに挙がってないような部分で変更がこんなあるんですとかってこういう場で明らかにされても、いや、そんなら最初にここに資料に挙げといてよみたいになるんで、そこら辺はこの議案資料が全てやと思っていいんですかと、そこをちょっと確認だけさせてもらいたいんですけど。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

いいんですね。分かりました。

委員長（前川和也議員）

他に、ありませんか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号 忠岡町立東忠岡こども園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第7号 忠岡町公民館条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

議案書の49ページをお願いいたします。議案第7号、忠岡町公民館条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。本条例の改正内容につきましては、お手元にご配布の議案第7号、生涯学習課資料1を併せてご覧ください。

本件は、議案第10号にて提出しております忠岡町働く婦人の家条例の廃止に伴い、忠岡町働く婦人の家条例にて規定している使用料を追加するものであります。

主な改正内容といたしましては、第11条第2項では使用許可の取消しについて定めるものでございます。別表では、働く婦人の家条例で定められておりました使用料を追加し、その他の改正は字句の修正でございます。詳細につきましては、次ページの新旧対照表をご覧ください。なお、条例改正による影響はございません。

また、働く婦人の家条例の廃止につきましては、議案第10号にてご説明させていただきます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりです。  
ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の公民館条例の一部を改正する条例についてということで、今あったように、働く婦人の家条例の廃止の問題については、この後に出てくる廃止条例のところで質疑をしますので、ここでは使用料のことが出ていますので、使用料について質疑をいたします。

まず1つ目が、働く婦人の家の条例の廃止よりも先に、働く婦人の家条例で規定している使用料を公民館条例に追加するというのはなぜでしょうか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

忠岡町の公民館の条例に入れたというところなんですけども、忠岡町文化会館は現在、忠岡町の図書館、働く婦人の家、そして公民館、3つを統合したもので文化会館ということで位置づけられておりまして、その中で働く婦人の家の条例を廃止することによりですね、使用料の規定等を定めないといけないというところで、公民館条例の中にほかの部屋とかが使用料を定められておりますので、そこに盛り込んでいく形で条例改正のほうをさせていただくこととしております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

賛成、反対とかではなく、単純な話で、廃止に伴いという説明があるんですけど、まだ廃止はされていないのに、なぜ先にここで、その料金をここに入れるのかと、まだ残っている状態なのにと。そういう手続上のことをちょっとお聞きしているんです。

もうちょっと分かりやすく、平たく言いましょうか。まだ残っている、廃止されていないのに、なぜ先に廃止に伴いと。これでうたってしまったら、今この現瞬間はまだあるのにというふうなことになっていると、働く婦人の家条例がというところで、どうしてなの

かという手続上の簡単なことやと思いますけれども。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

この議案の議案書の順番なんですけど、条例の順番によって議案のほうを審議していくようになっておりますので、順番のほうを先に公民館のほうが条例のほうで定められておりますので、先にこちらのほうに議案を提案させていただいているような形となっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それはどこの自治体でも同じ扱いということですかね。それやったらそれで、そうだと書いていただいたらいいんですけど。廃止に伴うと今言うのでね、あれ廃止、まだされていないですよということですね。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

そのように理解しております。

委員（是枝綾子議員）

そういう定めになってるんですか、地方自治法上ね。行政手続法。ふと、審議に入る前に。すみません。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これは間違いありません。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

通常は、条例の順番に議案のほうは上程させていただいてます。それが法律で決まっているかどうかは、ちょっと今、この場では答弁できませんので、担当課のほうに一度確認させていただきます。よろしくお願いします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

では、確認していただいて、本会議までにお返事いただきたいと思います。

では、はい。

委員長（前川和也議員）

続いてどうぞ。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、ちょっと中身に実際に質疑したいと思います。

働く婦人の家条例の廃止に伴い、公民館条例の料金表に働く婦人の家の使用料を今回追加するという議案なんですけれども、その影響は特になしと、今も担当課の生涯学習課のほうはおっしゃっておられますが、本当に影響はないと言えるのでしょうか。影響ないですか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

働く婦人の家として利用されてる団体が数団体はありますので、その団体におきましては若干影響はあるかと思われまます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

影響はないと言っという、影響はありますということが、あるんやったらあるで、こうこう、こういう影響ですというふうに言うというのが本来なんですけど、影響があるんですね。分かりました。

委員長。

委員長（前川和也議員）

続いて、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

影響あるということですね、答弁は。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

影響なしとしました理由はですね、今回、規定をこのように変えさせていただくということで、あと、忠岡町文化会館のクラブというのがございまして、そちらのほうに登録していただきますと減免ということで、使用料のほうはそういった規定もございまして、その辺りで、そのように影響はないということでさせていただきました。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

実際にはあるけれども、クラブに登録してもらったらとか、そういうことでいけるんやということやから、ないという、そういう説明に聞こえるんですけども、そういうことなんですか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

そういった規定もございまして、そのように考えております。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっとこれは後でまたしますが、実際にこの働く婦人の家条例と、その条例の施行規則ですね。それと今現在の公民館条例と条例の施行規則、それぞれの相違点というところがどこにあるのかというのは、担当課は説明できると思いますけれども、減免の影響があるとかないとかいうのは、使用料の減免対象者に関して、この公民館条例と働く婦人の家の条例のそれぞれの施行規則ではやっぱり違うんですね。違ってからの、そこか

ら外れる人が負担が出てくるということで影響があるんです。ということで、そうですね。条例上、条例の施行規則上のそれぞれの働く婦人の家と公民館の。で、相違点は、減免対象者の相違点がありますよねということで。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

条例を見比べますと、そのようになるかと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

条例と施行規則で細かく定めておりますので、そこでは差があるということですね。で、その差というのは、働く婦人の家では、勤労女性、勤労世帯の主婦などというところがあり、公民館にはそれが対象にはなっていない、外れるというところで、勤労女性、勤労世帯の主婦、ここが外れるということになるわけです。働く婦人の家条例を廃止したら、ここが、この方々が外れると、影響が出るという方々ということで間違いないでしょうか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、条例上、利用料に影響があるということが分かります。

それで、もしこの働く婦人の家条例を廃止してしまったら、この勤労女性、勤労世帯の主婦などというこの方々の、減免対象となる方々の利用料負担は、私、計算しました。会議室なら年間5万4,400円、講習室なら7万2,960円にもなると、年間で。これ

は週1回集うという計算で、そして暑い時期、寒い時期は空調をつけるということで、そういう計算です。大変な負担増になると。年間7万2,960円というと、これはなかなか集まったりとかはしづらいということになるということです。

先ほど、課長ね、文化会館のサークル登録をすればいいということでおっしゃるんですけど、そしたら無料になると。なんですが、サークル登録の基準は何人以上で、毎回出席率何%以上というのがあると思うんですが、それ、何人以上でしょうか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

原則としては6名以上の会員を有して、おおむね会員の60%以上が毎回その会に出席する必要がございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、6人以上の登録者がいなければいけない。そして、そのうち60%以上毎回出席しなければ、サークル扱い、サークル登録、取り消されてしまうということになるということですね。そしたら、例えば男女平等の学びの場として学習サークルをね、グループとか、例えばボランティアグループをつくろうということで、毎週勉強会とかしました。そしたら5人しか集まらないと。なかなか。人気のあるようなそんなね、勉強するというたなかなか集まらないと。5人やったらサークル登録できますか。できないんです。6人以上やし。で、5人のうち2人とか3人ぐらいしか、入れ代わりやけど来ないとなったら、60%にもならないということで、こういった場合はサークル登録できないんですよ。で、無料じゃないということになるということでもあります。

で、文化会館のサークル登録できるというのは、スポーツ系や音楽系とか趣味とかいった、人が集まる人気のあるサークルとかがサークル登録できるけれども、そうでない少人数のグループというのはサークル登録ができないという問題があります。

忠岡は、学習系やボランティアグループが育たないという話をよく聞くんですけども、実は育たないのではなくて、育つ場が保障されてない。場所がないと、高いということではないかということで、活動するには場所代高いし、集まれる場がないしということでもありますので、これは女性のやっぱり社会参加であったり、いろいろそういった活動をする中でリーダーとしての力をつけていくということの阻害になってしまうのではない

かというふうに思います。

ということで、サークル登録の基準は、議会の議決、要りません。内規ですよ。だから、忠岡が町のほうでつくった基準ですので、少人数でも登録できるようにするというお考えはありませんでしょうか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

今のところは、人数を減らしてとかというのは考えておりませんが、また文化会館運営委員会がございますので、そちらのほうでまた検討していただければと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これ、いつから施行するんですかといったら、4月1日からなんですよ。4月1日からですね。4月から集まれないですね。それがいつ開かれて、いつ決められて、どうなるかということで。いつになるんか分からへんと。そういったものであるということで、今のところ考えてないと。そのうちまた諮ってみますわみたいな、そういうことで、これいいのかしらと。女性が活動できないなというふうなところになるということです。

もう1点、同じように働く婦人の家の減免の対象になっていた、そういった労働者の女性とか世帯の主婦とかいう方々という減免の制度を、場所だけ取って、減免制度は入れませんという、そういうことになっているので、この減免制度を引き継ぐという考えはありませんでしょうか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

そうですね。今現状、考えられますのが、男性、女性にとらわれずに、皆さん平等に利用していただくためには、このような形で、必要なものは使用料は頂いてというふうな形で対応するものであると考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

男の人も女の人も今でも使えるんですよ。働く婦人の家でも使えてるでしょう。男の人は軽運動室、あれは働く婦人の家ですよ、4階の軽運動室。あそこ、男の人が入ったらあかんということではなく、入ってます、使ってます。で、何が不都合があるんだろうかと。それは条例上ね、女性の減免制度がちょっとあるというところが具合悪いということなんでしょうかね。やっぱり男の人も女の人も使えるように今もなってるんやから、そのまま使えるようにしていくということでは何が不都合があるんでしょうか。何か不都合があるんでしょうか、今ね。その働く婦人の家のままでしたら、男の人が使えないんですとか、一步もその部屋に入れられないですなんて、そんなことはないでしょう。何でこんな廃止をしてまで、そういった女性の方を追い出して利用できないようにして、そして男女みんなお金払って、払ってないですよ、サークル登録したらね。たくさん人数のあるところはサークル登録して無料で使えるけど、少ない人数のところはサークル登録できなくて、毎回お金を払わなあかんという、こういうちょっとね、差が出てくるという施設になってしまうと。今まではそうではなかったけれども、そういうことが起こってくるというのは、ちょっとよく考えないといけないんじゃないかということです。

だから、場所だけ公民館に取って、減免制度は要りませんと、働く婦人の家の減免制度は要りませんという状態にしていいのかと。公平性ということを追って、ほんまの機械的な公平性にして、女性が使えないと、今まで使っていたのが使えなくなるとかいうふうにして、本当にそれで住民の福祉の向上になるのかというところが、今回のこの利用料についてですよ。今、利用料のことだけに限定して言うてますんで、なんですけど、それでいいんでしょうか。福祉の向上になるんでしょうかということ。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今回、文化会館運営委員会の中で議論に出ましたのは、今、委員からのご指摘のとおりですね、今までは働く女性だけが利用料を減免されていたというところが、これまでの、今の現時点での現状が時代に即していないのではないかと、今課長のほうからもございましたが、男女どなたも平等に利用できるような、性差にかかわらずどなたでも利用できるような会館運営というのを、今後、会館を継続的に持続的に運営していくためには、今の時代にそぐわないのではないのかというようなご意見がございまして、なおかつ府内でも働く婦人の家という名称は本町しか残っていないというようなところで、働

く婦人の家と公民館を1つにして、男女、年齢等の差がなく、どなたでも広く利用できるような会館としていきたいという思いで、そういった思いが運営委員会の中でございましたので、教育委員会としてはそういうご意見の下に、今回、働く婦人の家をなくして、公民館として継続的に運営をしていくというふうに決まったので、今回こういうような形で条例の改正、廃止を提案させていただいておるところでございますので、ご理解いただけたらと思います。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

教育委員会のほうは、担当課は働く婦人の家がどういう施設であるという説明は、きちりちゃんと文化会館の運営委員会に説明されたんですか。どういう経過で、これがどういう施設であるということ、それも含めて、それでも時代に合わないんだという結論が出たんだったら、それはそれで答申ということですけども、私、会議録をずっと見ましたけれども、一切そんな説明が当時の担当課長からは、事務局からはありませんでした。

ということでね、だからみんな何で女性だけの働く、何でやろうなみたいな、そんな古めかしい名前なあみみたいな、いうふうに思って、じゃあいいんじゃないかというふうに、そういうふうにしてるんだったら、正しい正確なきちりした情報を提供してないというところで、今思っていることを言うてください。それで、出ましたみたいな、そういう審議の仕方したら、この運営委員会の方々に申し訳ないと私は思います。

で、私はおととしの12月にも一般質問でしましたけれども、働く婦人の家というのは教育委員会の所有じゃないんですね、これね。労働部局なんで、言うたら事業部のところなんですけど、運営を委任されているから、今こうやって苦労して運営されていらっしゃるんです。ということで、だから提案者も教育長ではなく町長が提案されてます、これね。ということなんで、だから働く婦人の家というのは教育施設ではないと。勤労婦人福祉法という、昔あって、そこの法律に基づく施設で、中小企業に働く女性とか勤労世帯の主婦とか、これから仕事を探したいという、そういう女性の福祉増進を図るための職業生活、家庭生活の何かそういう知識とか、そういった習得援助を行うとか、レクリエーション、話合いの場とかいう総合的に行う福祉施設だったんですね。教育施設ではなく福祉施設であるという説明はされてないと思います。だから、何でやろうということになるんじゃないでしょうか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今ご指摘の部分ですけれども、今、過去の運営委員会の資料を見ておりますが、働く婦人の家と公民館と、それぞれの目的、内容、使用料の減免の状況とか、そういったものをですね、一応表にして分かりやすく委員会の中で説明しておるといふふうに我々としては認識しておりますので、働く婦人の家のことに関して何も言わずに、もう廃止ありきで進めているというふうなことでは一切ございませんので、そちらのほうはご理解いただきたいと思っております。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

資料としてそれ、出てたのは私も見ました。拝見しました。そんな詳しい説明はされていないので、どこまで深く理解されているかというところは、委員の方ね、分かりませんが、やっぱり働く婦人の家というものは、今も根拠法があって存在している施設なんですね。古いとか言うんですけど、根拠法が。先ほど言った勤労婦人福祉法が男女雇用機会均等法に改正されて、その中で働く婦人の家って規定されてたんですよ。で、平成7年の10月1日からは法律の条文から削除されたけれども、その改正法の附則第9条の第1項で、きちっとそれは引き継ぐということであってうたわれているので、だから働く婦人の家のところを売却したらね、補助金返せって、国、言うてくるんです。まだいまだに根拠があるから返せと言われるので、これを売ったらね、3,000万。そして、大阪府は同額の3,000万で6,000万、何か来ているらしいんですけどね。当時ちょっと資料がないので分かりませんが、そういうものなんで、いまだにやっぱり根拠法があって、法律に基づいて存在している施設であるというところまでおっしゃっていただきたかなと思っておりますけど、そういうことなんですね。

だから、そういう根拠法があって、今も存在している、別に古いものではない、名称がちょっと古めかしいとかいうんやったら、形を変えて、名前を変えて、よその市みたいにね。よその市は働く婦人の家をみんなね、男女共同参画センターとか、隣の泉大津でしたら、にんじん何ちゃらとかいろいろ名前をつけてね、対象者もいろいろもうちょっと広げてとかというふうな形で、やっぱり男女共同参画の施設に変えてるんですよ。最後、忠岡町と池田市と大阪市は残ったと思うんですけども、大阪市はちゃんとクレオ大阪とか、そういう男女共同参画の何かセンターに全部変えたし、池田市も何かそういう共生センターみたいなのでちょっと残したと。で、忠岡町、やめましたということなんで、これ、何でやめないといけないんやと。やめるんじゃないかと、それを引き継いで残していくということが本来の在り方じゃないかと。例えば、蚊に刺されて、ちょっと薬を塗ったらいいのを、外科的な手術をして切除したみたいなね、そんな大げさなことになっているというふうな、何かちょっとね、進め方がちょっと廃止というところは行き過ぎではないかなというふうに思います。

なので、やはりそういう大きく変わってしまう、影響が出るということであるし、後でまた廃止条例のところでもちょっと言おうと思いますけれども、こういう男女共同参画のセンターというようなものに変えていくという方法もあったかと思いますが、ということで、働く婦人の家の利用料の減免対象というのはやっぱり公民館条例に引き継いでいくということでね、中に包摂していくんやったら入れていくというのが。施設だけ取ったらあかんと思います。施設だけ取ってね、減免対象はほかしますと、捨てますということはやっぱり良くないというふうに、住民福祉の向上にならないと思いますので、それは入れるべきだと思いますが、最後いかがでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

教育のほうで管理をお願いしていた施設ということで、もともとおっしゃるように労働施策として古くからできてた施設だと思います。センターという意味でちょっとさせていただきます。

確かに、かつての福祉法ですね、それぞれの市町村、自治体は、いわゆる必要に応じて働く婦人の家を設置するように努めねばならないという法律といいますか、法に基づきまして、忠岡町も設置しました。府内の全市区町村、設置いたしまして、これは市のほうは、先ほど委員おっしゃるように、確かにセンターという形でどんどん変更してきてございます。一定、センターもいろいろ要件もあるようでございますが。町村につきましては、現在、府の一応形という分も含めてセンター的という意味で載っておりますのは、忠岡町と河南町でございます。島本町では令和元年に廃止いたしまして、河南町のほうも河南町男女共同参画コーナーという形で、課の隣に椅子を4つほど置きまして、机2つとキャビネットという形で、コーナー的なものをつくってございます。

忠岡町のほうも今回、このような形になっておるわけでございますが、その代わりという話とかあるんですけども、こっちのほうは男女共同参画の第2次計画にのっとりまして、どのような形がいいのかというところを模索していきたいと考えてございます。

先ほどございました今後、公民館のほうに利用料金等という話につきましては、先ほど今後その辺も検討していきたいということも一部教育も申し上げてございましたので、そのような形で進めていくことになるのかなと考えてございます。

いずれにしても、持続可能なまちづくりといいますか、持続可能な施設として一定ご負担を頂くという形かなと。また、日本一小さい町で、非常に限られた施設でございます。限られた町域で限られた施設をより多くの方に有効的に使っていただきたいという面もございます。そういう意味で、男女共同政策なんですけども、男女の中にはあらゆる、

最近多様化する性の指向等もございますが、男女などの限られた性差だけではなくて、あらゆる多様な方にご利用いただくというような形をもちまして、また今後、文化会館のほうで広くご利用いただくかなと思います。

男女の関係の施策につきましては、町長部局でございます私どものほうで、また皆様ともご意見を頂戴しながら進めていくことになろうかなと考えてございますので、よろしくお願いたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

廃止条例を出してくるときに、料金の改定をするときに同時に出してくるのが、次長、本来じゃないですか。後でまた考えていきますわで、考えれなかったら、できませんでしたと。これでいいんですかということなんで、出すときは、それはもう後からじゃなくて、やはり同時に一緒に考えて出すべきではないかと。同じ町長部局ですね、提出はね。労働部ですよ、労働やからね。この第8条と第6条の労働というところにありますもん、この条例ね。だから、そこが出してるから町長部局です。同じ町長部局の人権のほうでも、直接の男女共同参画の計画をつくっているところが、何もそこと連携が取れてないというところ自体がおかしいと。教育委員会と人権とよく話し合っ、これをセットで出してこなければ、こういう混乱というか、片やしません、片や今後検討していきたい。じゃあどっちなんですかということなんで、2つの答えがあるんです、今ね。今のところ考えてませんというのと、今後考えていきますという2つの答弁がありました。これね、どう受け止めたらいいんですか、やってくれるんですかということなんで。2つの答弁ありませんか、委員長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

利用されている方はあるのかと思うんですが、そのいわゆる差ですね、隙間も出てくるんじゃないかということで、教育委員会のほうも先ほど答弁ございました。人数も含めて、そういうところを考えていきたいということも言ってございます。我々も今後、そういうところで教育とも、当然労働部局は廃止ということで労働部局もあるんですが、そういうようなところを含めて議論というんですかね、より多くの人がやはり利用できる、利用しやすいというような形をもちまして、まず検討という形でしていきたいと考えてご

ございます。

委員（是枝綾子議員）

これが正式答弁ですか。すみません。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ごめんなさいね。これ、7号と10号、かぶってるでしょう。だから質疑、審議は合同でして、採決をちょっと分けるとか、やり方、変えたらどうですか。私も10号と7がかぶってるから、何か審議、質疑は合同で、7号、10号を合わせてやったほうが良いような気がしますけど。

委員長（前川和也議員）

今、ちょっと提案というふうにさせていただきたいなと思うんですけども、この議案第7号と第10号というのは密接に関連した議案でありますので、7号、10号一括審議ということで進めさせていただきたいなと思うんですけども、委員の皆さん、どうでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

いいですかね。それでは、そのようにさせていただきたいと思っておりますので、まず第10号の議案説明もさせていただきますように、よろしく願いいたします。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

議案書の61ページをお願いいたします。議案第10号、忠岡町働く婦人の家条例を廃止する条例について、ご説明させていただきます。本条例改正の内容につきましては、お手元にご配布の議案第10号生涯学習課資料2をご覧ください。

条例の廃止となった背景は、令和2年10月に新たに設置した忠岡町文化会館運営委員会からの答申を踏まえたものでございます。今までの諮問及び答申については、生涯学習課資料3から5をご高覧ください。

生涯学習課資料3をご覧ください。資料3は、文化会館運営委員会への諮問でございます。続きまして、資料4、5が答申になりまして、答申につきましては、これらの答申について、運営委員会の任期については2年と定めておりましたが、引き続き詳細な部分の審議をお願いしたいということで、運営委員会の任期延長について運営委員会においてご了承いただき、令和5年度以降も引き続き審議をお願いしたところでございます。

2つの答申を受けまして、今回、上程議案であります条例の廃止を提案させていただくものでございます。なお、2つの答申がまとまってから必要な手続を行う予定であったことから、1点目の答申から一定の期間を過ぎております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、本条例の廃止による影響はございません。

また、議案第10号生涯学習課資料2の2枚目は、忠岡町文化会館条例の一部を改正する条例の新旧対照表となり、これは働く婦人の家条例の廃止に伴い字句を削除するのみであるため、新たに提出するのではなく、本条例の附則において改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございます。

ですので、議案第7号と第10号についてまた改めて質問させていただくことも可能でございますので、よろしくお願いいたします。

では、質問の続き。ちょっと一旦ほかの皆さんどうですか。いいですか、そのまま続けて。ほかの方があれば回したいなと思うんですけども。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

いいですか、すみません。これ、7号と10号ね、私、一般質問で、そもそも働く婦人の家ってどういう機能ですかって質問させていただいたでしょう。あれね、今日こうやって是枝委員が発言されて聞いてたから、ああ、そうやったんやと私もやっと分かりましたけど、本会議で質問した私の立場からすると、今日のこのやり取りで分かった情報というのは、本来教育委員会のほうからちゃんと説明していただきたかったというところがあります。

で、まさかそういう経緯があったというのも知らなかったし、働く婦人の家が労働部局の所管というのも今日初めてこの場で知ったので、えっと思ったんですけど、それはさておきね、じゃあ、細かい今回の条例案の議案の中身についてだけ先に質問させていただくと、まず議案7号の公民館条例のほうなんですけど、そもそも文化会館は図書館、働く婦人の家、公民館、この3つを合わせた施設でしたというところは間違いのない話ですよ。だから、働く婦人の家をなくしたとかというのであれば、その使用料の規定ね、これは公民館条例のほうに入れてますけど、文化会館条例のほうに入れるのが筋やったんと違うんかなと私は思うんですけど。

というのは、どこまで行っても働く婦人の家って、そもそもどういう機能やったんというのがあって、働く婦人の家イコール公民館的な存在なんやったら、ここの公民館条例に、もう名前だけなくしてね、機能は一緒やから公民館条例に入れますというのは理解できるんですけども、そもそも別の機能を持った、名称も違えば機能も違うというんやったら、公民館に入れるのは違うんじゃないかと思ってるんですけど、そこはどうなんです

か。そもそもの機能やね、だから。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

そういうご指摘もあるのかなと思うんですけど、そもそも文化会館の条例自体がですね、あれは要は建物というか、それを文化会館とします、その中には、図書館、公民館、働く婦人の家がありますという、いわゆる建物として設置する条例みたいな、そういう位置づけですので、細かい中身の会議室がどうのこうのと、使用料がどうのこうのといった部分は、それぞれ公民館条例とか働く婦人の家条例で設定しておりますので、それを今回、働く婦人の家がなくなるということなので、もう公民館のほうに一緒に位置づけているというふうに我々としては考えておるんですけども。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それはね、単純に、おっしゃってることは分かるんですよ。今までは文化会館って箱だけ名前をつけて、実際の機能というか役割は、3機能、3施設あるから、それぞれに条例を持たせて規定してたんやということですよ。そこまでは分かる。だけど、働く婦人の家は、じゃあそれなら働く婦人の家としてちゃんと独立した施設、機能を持った施設やったわけですよ。イコール公民館にならないでしょう、どこまで行ったって。そこなんです。何か教育委員会の今のこの流れを聞いてると、安直に3つ条例があった、3つ施設というか機能があった。だから、3つ条例があった。そのうち1個を廃止する。だから、どっちかに入れてまえと、そういう本来の趣旨というか、施設の機能とか、そういうものを考えてなくて、何か小手先と言ったら申し訳ないですけど、どっちかに入れてまえというてベッと入れたという感じがするんですよ。

だから、本来の、さっきから議論も出てるけど、そもそも働く婦人の家ってどういう機能やったんですかというところを踏まえて、名称だけなくすというのか、もう箱ごと、機能ごと全部そっくりそのままなくしてやるのかによっても違うやろうし、そのところがそういう根本的な考え方が抜け落ちてる感じがするんですけど、そこはどうなんですかね。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

我々は単純に、その働く婦人の家という名称をなくすというところで、今回、その公民

館条例のほうにそのままそっくり移設するというか、そういうだけの思いでやっております。働く婦人の家としての機能的な部分とか、代替的な部分という部分に関しては、一定、今で言いますと、男女共同の人権部門ですかね、そういった部門との調整のほうは一定しておりましたけども、今の時点ではまだ固まっていないというようなところになるのかなというふうに考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今、ご答弁の中でね、名称を廃止してっておっしゃったでしょう。名称だけ廃止して、結局機能は維持したいわけでしょう、町としては、理事者側としては。じゃないんですか。今の答弁は、名称は時代にそぐわない、男女平等の時代にそぐわないから名称だけ廃止して、でも機能ね、この箱というか、は残すんやと。ゴボッとなくして、公民館と図書館のこの2つだけにするんやという内容に聞こえへんかったんですよ。それやったらなおさら、先ほどの是枝委員がおっしゃってるのと同じで、名前を変えたにしても機能を残すんやったら、名前を変えてほかの自治体と同じように、この施設はこの施設で別の名称でまたこれから存続させていくのが筋で、条例の名称をね、働く婦人の家条例じゃなくて、それにふさわしい施設名称の条例として生かしていくのが本来と違いますかとなるんです。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

ごめんなさい、ちょっとそういうふうにとられたんであれば申し訳ないです。あくまでも働く婦人の家という名称を取ると。なおかつというか、図書館と公民館というところで、その文化会館を今後は運営していくというのが教育委員会としての考え方です。なので、広くどなたでもご利用いただけるような公民館を運営していくというのが、教育委員会としての考え方です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そうなるよね、堂々めぐりになって申し訳ないけど、働く婦人の家、名称は別として、そもそも役割、何やったんって、いまだに分かれへんのですけど。逆にどういう機能を廃

止しようとしてるんですか、今回。名称に関係なく、機能として廃止する機能を教えてもらえますか。こういう機能をなくすんです、なくなるんですという。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

機能としては、我々としては何ら建物というか、中身を変えるわけでも何でもないので、施設。

委員（勝元由佳子議員）

機能、どういう役割を今まで持たせてたんですかと。構造の話じゃない、箱の話じゃない。役割、どういう役割と思って、忠岡町は働く婦人の家を設置してたんですかって。場所の話じゃない、名前の話じゃない、どういう役割。

それこそね、多分この話って、ごめんなさいね、あれでしょう。教育委員会の所管じゃないんやったら、私は本来、労働部が答えるべきと違うんかなとか思ってます。先ほどからの流れでいくと、何でこの7号、10号の議案審議にね、所管してる労働部局が来てへんねんと思ってますけど。本来答えるのは労働部局と違いますか。こんなん教育部局、俺らに言われたかて知らんがなのところも多分あるんじゃないですか。じゃないの。分かれへん。全然経緯がほんま分かれへんから、ちょっとこの審議どうなんって思うんですけど。

委員長（前川和也議員）

すみません、止めまして。ちょっとこの条例もそうですし、答弁される部局もですね、教育、労働とまたがるということで、答弁のすり合わせも必要になってくるかなと思しますので、ちょっとしばし休憩をとりたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

委員（勝元由佳子議員）

いいです。

委員長（前川和也議員）

いいですか。では、11時15分、次に再開と思えますけども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

それでは、次に11時15分から再開といたします。休憩です。

（「午前11時1分」休憩）

委員長（前川和也議員）

それでは、再開いたします。

（「午前11時17分」再開）

委員長（前川和也議員）

議案第7号と第10号ということで一括質疑ということなんですけども、ちょっともう1回整理してですね、改めて理事者の方から、忠岡町働く婦人の家がどういう目的で設置されて、どのような役割を果たしてきたかというところから触れていただいて、この条例を廃止して、公民館条例をなぜ改正するのかというところを、一連の流れでもう一度説明をしていただきたいなというふうに思います。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

働く婦人の家についてなんですけども、先ほどから言われてるとおり、もともと勤労婦人並びに勤労者家庭の主婦等の福祉の増進及び日常生活の向上を図るということを目的として、昭和60年代に働く婦人の家というものを現在の文化会館に、一部を働く婦人の家ということで設置をいたしたところでございます。

時代とともに勤労婦人というものが、もう広く世間的にも認められ、いわゆる男女雇用均等法等もございまして、その昔は女性が働いているという部分がかかなりクローズアップされておった時代でもありましたが、時代とともに女性も男性も性差なく利用できるよというということで、そういった部分で働く婦人の家も時代とともに変わってきまして、今では女性であっても男性であっても平等にご利用いただいているというのが、現状の文化会館における働く婦人の家という部分でございまして。

そこが、当初のときは、先ほど申し上げた勤労婦人というような部分がクローズアップされておったので、女性に特化した部分というのではなくて、広く男女を問わず利用していただいておりますという現状も踏まえて、今回、働く婦人の家という名称をなくして、公民館として一本化して、新たに文化会館の中で公民館部分を幅広く活用していただきたいというような思いで、今回働く婦人の家という名称をなくすということで、新しい文化会館として発展的に今後の持続可能な会館運営も踏まえて、そういう今回の形に整理したというところが流れになっておりますので、こちらを踏まえてよろしくお願ひしたいなと思ひます。

委員長（前川和也議員）

質疑の再開をいたします。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応経緯をお聞きして、はい、そうですかということなんですけど、結局働く婦人の家として今までどういうスペースを使って何をしてたというのか、どういう機能、具体的に言うたら。理念は分かるんですけど。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今はですね、その昭和のできた当初の使い方はちょっと我々、把握はしてないんですけども、現状は先ほど申し上げたとおり、男性、女性問わず利用のほうはしていただいています。

具体的には、4階の軽運動室と3階にあります調理室、同じく講習室というのがあるんですけども、一応そちらを当初から働く婦人の家の施設であるというふうに区分して運営しておったんですけども、途中から先ほど申し上げた男女どなたでも利用していただくということでですね、その辺りはその当時の教育委員会のほうでいろいろと考えていただいて、今はもう誰でもが活用していただいているというような現状でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。現状、そういう軽運動室とか調理室とか講習室とかを利用する場になってるということやったら、それも集約して公民館、複合的な施設としてやりましょうというのは分かりました。そういう意味で公民館条例に入れたということでしたら一定了解です。分かりました。

議長（和田善臣議員）

もう1点、託児室も。

委員長（前川和也議員）

勝元委員、続けてください。

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい、私、質問してるんで。

7号の公民館条例のほうも、結局変わるのは使用料のところですよね。使用料の還付というところ、11号のところちょっと何点か確認というかお聞きしたいんですけど、これまずね、新旧で比較すると、使用の許可、取消しの規定を盛り込んでますでしょう、今回。以前なかったんですよ。恐らく今までもこういう文化会館施設にかかわらず、町の所有している施設って、使うに当たって使用許可申請して、許可する、しないというのを出してたと思うんですけど、今まで許可取消しって実際どういう運用をしたのか。実例がなかったんですと言うかもしれないですけども、それはたまたま来なかったというだけの話であって、実際どういう運用をするつもりで今までおったのか、許可の取消し事案があった場合。どう考えてたのかというところをちょっとお聞かせいただけますか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今ご指摘の部分なんですけども、当初のときになぜ使用許可を取り消したときの還付の規定がなかったのかというところなんですけども、ちょっと具体的には分かりかねるんですが、単純に抜けておったのかなというようなところなのかなと思いますけども。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

たまたまね、今までそういう返還事例というんですかね、不許可にして返してくれという事案がたまたまなかったからよかったということですね。だから、そこら辺は、もう忠岡町の法規関係の不備というところでね、ちょっと今後ないようにというところは申し上げさせてもらいたいというのと、あと、この使用料ね、一応別表で料金を書いてはって、先ほどから減免の話、出てますでしょう、料金の減免。使用許可と併せて使用料を払う、払わへんというところね。私も実際、町の施設を借りたことある身やから、これを言うんですけどね、もめるときはもめるでしょう、やっぱり。で、私もかつこの文化会館の施設じゃないですけど、町の施設、教育委員会部局の施設を借りるのに使用料の減免申請したけど不許可とかなって、減免される人の規定を見たら特定の人になってる。何かこの人らだけ優遇されとって何でやねんみたいなね、私、不服申立てまでしませんでしたけど、あんなんされたらどうなんねんと思います。

実際、今回取りあえず文言整理というんかな、この働く婦人の家という名称、機能を廃止するという部分だけで条例改正してるけれども、本来私が思うのは、そういう減免ね、忠岡町のほぼほとんど全ての公の施設に言えることかもしれないですけども、減免規定そのものがどうなんやという問題があるんですよ、やっぱり。特定の人だけが優遇されるような規定そのものを見直す必要があると違うかと思ってるから、そこも含めて整理した上で、これをやっぱりちゃんと上程してきてほしかったというのがあるんですけど、そこら辺どうなんですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

確かに今、委員のご指摘の部分ですね、特定の方が減免されるというような規定が多い

というのも事実かなというふうに考えるところです。先ほど来から私が申し上げてるとおり、広くどなたでも利用していただけるような、なおかつ持続可能であるような運営を今後していきたいというところでもありますので、今申し上げられてるような減免の規定の部分ですね。その辺も速やかに見直すべきところは見直して、どなたでも気軽に利用できるような形で考えていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これはね、教育部局だけの話じゃないので、ちょっと公室長にお聞きすることになるかもしれないんですけど、やっぱり公の施設、町の施設全体で共通したそういう減免の規定ってあるでしょう。特定の人に限って減免できるという規定ね。そこ自体、町全体で見直すべきやと思うんですけど、そこはどうなんですか。いつ頃までにこうしますとか、できたら言うてほしいんですけど。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

減免規定にかかわらず、使用料等の見直しも行っておりますので、その際にひっくるめて見直しのほうを考えていきたいというふう思います。よろしく願いします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、少なくともこの文化会館関係ですね、教育部局施設については、今言うたような使用料、利用料の金額的な減免申請の規定の見直しというのは、いつ頃どうしようとか、今答えられる範囲で言うていただけますか。申し訳ないですけど。でないと、結局延び延びになって、いつになるか分かれへんでしょう。いつまでも改善できない。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

全て私も把握してるわけじゃないのであれなんですけど、恐らく減免の部分に関しての多くは規則で定めてるのかなというところがあるので、規則であれば、教育委員会議のほうで改正のほうは可能かなと考えておりますので、できる限り早急に対応はしていきたいなというふうに考えております。

条例で定めてる部分に関しては、そこも踏まえてですね、併せて早急に検討してまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

希望ですけどね、来年度以内にはやってほしいなという希望だけ、早急にお伝えしときます。

あと、特定の方、減免に限らずですけど、多分以前も何か町長もおっしゃってたと思うんですけど、結局文化会館そのものが特定の人に偏ってるでしょう、現実、言うて申し訳ないですけど。使わん人は全然使えへんし、使う人はずっと使うてるし。正直、私は使わない側というか、もっと言うとなんか使えないんですよ。入り込めない感じがして。そういうね、今、理念上は誰もが使える施設にすると。住民誰もが平等に利用できる公民館づくりを目指してというところがあるけれども、そこのところね、忠岡町民、地の人、地じゃない人も、最近引っ越してきた人もみんなが集えるというか利用できる、利用しやすい、そういう施設にしていかんことには、今言うた減免の規定を変えたところで何も変わらんから、そこの根本の部分はどう変えようと思ってるんですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

そういった部分を含めて、文化会館の運営委員会というところでいろいろと議論をさせていただいてるところでございます。そういった2年ほど議論させていただいてる中でですね、様々なご意見も頂いております。当然すぐにできる部分とか、できない部分とかもありますので、そこは費用的な部分も踏まえてあるんですけども、できるだけまずは費用的にかからないような、まあ、小手先やんけと言われるかもしれませんが、少なくとも見た目といいますか、少しでも入りやすいような雰囲気づくりとか、そういったものも踏

まえて、いろいろと担当課とは調整のほうはしておりますので、できるだけ早急に手のほうは打っていききたいなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

1 個気になるところをちょっと言わせていただくとね、これ、議案 10 号のほうの議案資料のほうなんですけどね、この 10 号の配っていただいている生涯学習課資料 3 のほうに、文化会館運営委員会への諮問と答申の関係の資料をつけていただいているでしょう。で、文化会館運営委員会の委員長さんとか書いてはるんですけど、この文化会館運営委員会に諮問して、今後検討していくとおっしゃるんですけど、この文化会館運営委員会のメンバー自体がというか、メンバーがその特定のずっと使うてはる人とかに偏っているのでもしあればね、また出てくる答申とか結果も違ってくるんと違うんかなど。また偏った、ずっと今まで使ってる人に有利な何か結果が返ってくるんと違うんかと、そこが懸念されるんですけど、どうなんですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

まあ、確かに大部分は現在利用されてる方もいらっしゃいますが、この運営委員会の中で広くアンケートを取らせていただきました。ちょうどコロナ禍であって、コロナの集団接種に来られた方が、待機時間ということで 15 分程度お待ちいただく時間がありましたので、それを活用して、あらゆる世代の方からアンケートを取らせていただいているところです。そのアンケートの中に、そもそも文化会館があることを知らなかったとか、そういったご意見もあったところなので、そのアンケートを基にですね、様々ご提案がありましたので、そういった部分を今のところは検討していただいているというところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そうですね、なるべく町が、教育部局が、今後文化会館の使い方、今見直してるところ

じゃないですか。だから、今後そうやってよりみんなが使いやすい施設にしていきたいとほんとにやってくれるのであれば、むしろ今まで使ってた方とかいうよりも、全然使ってなかった人をより広く声を拾うようにしていただきたいと思います。

もう1点お聞きしたいのは、この答申の部分なんですけどね、これ、諮問して、答申したのは令和2年度でしょう。2年度末に答申出てますでしょう。出てて、令和3年度がすっぽり抜けて、今この令和4年度末にこうやって議案が上がってきてるでしょう、改善するためのね。その間、何でこんな時間かかっているんという正直なところあるんですけど、何でこんな時間かかったんですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

もともとこの運営委員会は任期が2年ということで、令和2年の10月から設置しておりますので、令和4年の10月までが一応任期なんです。で、その2年の間で様々検討をしていただきたいというところで考えておりました。令和4年10月に一応、一定任期は来てるんですけども、その間、コロナ禍等もございまして、なかなかこちらが考えておったような回数も会議のほうが開催できなかったという現状もございまして、各委員さんのほうにご了解いただいて、令和5年度以降も引き続き運営委員会として検討していただくというところでございます。

ですので、もともと本来は令和4年の10月の答申が出た後に、その令和4年度中に様々修正点、変更点等をこういう、要するに議会の議決が必要な部分に関しては、令和4年度中に提案させていただくというふうに当初から考えておりましたので、なのでこの令和4年度ということにさせていただいております。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっと分かれへんのですが、もう答申、令和2年度末に出てますやんか。このつけていただいている答申。この答申は何なんですか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

諮問のほうを先に見ていただきたいんですけども、諮問の中に諮問事項がありまして、

「持続可能な総合施設としての運営方針について①」で、「各館の特性を生かした発展的な事業展開について②」というのがあると思うんです。その答申期限のところですね、1番が令和2年度末まで、2については令和4年度任期満了までということになっておって、今、委員言うてくれる答申書の分は1番に関しての答申書です。2番に関しての答申書が、令和4年の10月28日に出てきてるんですね。要は、1番と2番と併せてその答申として、今回その辺を条例改正も含めて提案させていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。すみません、私、令和4年度の答申、見てなかったです。ごめんなさい、そこは分かりました。

そしたら、取りあえずお返しします。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3点、質問があります。

まず、この働く婦人の家を廃止する条例を諮問されました。で、答申を出した公民館運営委員会の委員の中に女性労働者の代表の方や労働関係者の方というのはいらっしやったのでしょうか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員の方で女性の働く方はおられません、ほかの男性の委員では働いている方は、勤労されている方はおられます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

女性の働く方というのと、女性労働者の代表ですね、というのはまたちょっと違います

けれども、女性の働く方、雇用されている方ですね。働くというてもこれ、勤労婦人でしたか、勤労婦人とかいうことなのでね。要は、影響を受ける方々の意見をきちんと聞かれたかということなんです、そういう女性の労働者の代表の方という名目で、名目というか肩書でそういう委員を選んでいらっしやったかということをお聞きしてますが、いらっしやったでしょうか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員おっしゃっておられます、そういった肩書の方はおられません。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

廃止するというなら当事者の意見を聞くというのが当然なんです、なぜそういう方を入れられなかったのでしょうか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

今回、文化会館の運営委員というところで委員のほうですね、決めさせていただきましたので、あくまで文化会館の運営に当たる部分ということで決めさせていただきました。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

働く婦人の家条例には、審議会か運営委員会か、置くことができるというふうになっておりましたので、置いていらっしやらなかったんですかね。だから、そういう文化会館と働く婦人の家は違う、目的も管轄も違う施設でありますので、廃止に当たってはやはりその当事者の方というんですかね、の意見を聞くのは当然であると私は思いますが、文化会館の運営委員会にこれを諮問すること自体がどうだったんだろうということになりますの

でね。だからやはり運営委員会を、働く婦人の家運営委員会か審議会というものを置いていらっしやらないんだったら、そこに本来は諮って廃止するというふうに決めないといけないんですが、そういう関係者がいない文化会館のほうにそれを諮問するということが果たしてどうなんだろうということもありますので、労働関係者の声というのは聞いてないという感じに思うんですけど、最初からそういう方は呼んでないということなんで、どうなんでしょう。なぜ入れなかったんですかね。廃止を諮問するわけですからね。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

勤労の女性というところでは委員会には入っておりませんが、先ほどから申し上げているとおり、途中から男性も女性もということで、広くうちとしては受け入れさせていただいておりますので、男性の方にはなりますが、一定、勤労の働いておられる方というものは複数名、委員の中にいらっしやいますので、一定、働いている方のお声という部分では聞かせていただいているというふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

苦しいですね。男性の働いてる方ということで、女性のための施設であるから女性の、勤労女性の声を聞くべきであったというふうに私は思いますけれども、その方々が入っていなかったということだというのは分かりました。それはちょっと問題であると思います。男性と女性とは違うというところが、だから男女の格差とか男女のそういった問題がね、性差がまだまだあるということなんです。

というのは、働く婦人の家を廃止するというので、何か男女平等に利用できる公民館にするという、その発想というのは、業務における貸し館業、貸し館を均等にするという、そういう説明のように聞こえるんです。貸し館をみんなに利用してもらおうと。それは公民館法に基づくいろいろなね、いろいろありますけど、それは貸し館を均等にするというものであって、今、ジェンダー平等の社会に向かって女性が力をつけていく。男女平等ではなく、やはりまだまだ女性というのは低く置かれているということにおいての、性差によってのいろんな差別的な扱い、賃金が少ない、正規雇用になかなかない、女性はそんなに、家族を養えへんからそんな多くなくていいやろみたいな、そんなことであると

か、あとそういった、いろいろそなんで、ジェンダーギャップ指数ね、もう当然ご存じやと思いますけども、2022年なんかもう出ましたけど、秋にね。116位なんですね、142か国中ね。後れているというこの現状。

もう男女平等になりましたとか、何の問題もなくみんな一緒ですというんやったら、一緒にどうぞというふうな、減免もなく、みんな収入もいっぱいあるんやからというふうになるけど、まだまだ女性の地位が低く置かれているというね。特に男女の賃金格差、昇進、昇格ね、そういった女性の貧困というのがこの間の、去年の議会でもたくさんの多くのね。私はしませんでしたけど、一般質問でも皆さんがされていたと思いますね。何で生理用品をトイレに置かなあかんような、そんな貧困な状態にあるねんということや、DVで人権のほうもかなり苦勞されてますけど、そういった深刻な状況で、女性の抱える問題を解決していくという、そういうための施設という位置づけも今後要るんですけども、そういう議論が全くされないで。されないで、ただちょっと貸し館を平等にというふうなところだけの議論にするのは、廃止というふうにするにはちょっと乱暴なね。もう少し丁寧に議論したほうがいいんじゃないかと。

代替施設あるというんやったら廃止してもいいですけど、代替施設もないわけですよ。だから、これは時代の流れに何かそぐわないというふうな施設だと言われるけど、むしろ時代の求めに、流れに応じていないのは忠岡町のこの廃止をすると、働く婦人の家を廃止だけして、代替施設ないということのほうが、むしろ時代の流れに逆行しているのではないかというふうに思います。

ということで、男女共同参画計画を推進していく拠点の施設としての役割が求められていると思いますが、その流れに逆行する、なくしてしまうということになるのではないかと思います、いかがでしょうか。これは担当の次長、ちょっとお願いします。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員申されましたように男女の格差、性差もありますけれども、そもそもの男女の格差について、確かに施設的な場所というところもあろうかと思いますが、それ以外にも古い慣習のものですね。地域で培ったもの、年齢によるもの、昔からの文化です。地域文化によるものということで固定的な概念とか、そういうものも非常に大きな格差の1つであると思います。もちろん賃金の格差等もございます。

今回、施設のこともございますが、男女共同参画計画ではそれもあるんですが、それ以外にも慣習に、特に第2次計画につきましては多様な性差等を含めて慣習的な、文化的な素地の中である差別、男女差別もあれば様々な差別がございます。先ほどDVの問題もご

ございましたけれども、そのようなものを総合的に町としては対応、解決していく、多様な、いわゆる人間といいますか、そのようなものを認めていく社会づくりを総合的に町としては推進しているところでございます。施設の面もでございます。それも含めまして男女共同参画の中で、今後議論もされていきますし、また皆様方にご意見等もお伺いする機会もございますので、またその点でよろしくお願ひしたいと考えているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

決意、思いは分かるんですけども、実際にこの廃止をすることが、その時代の求め、流れに女性の地位を向上させていくというところに水を差すんじゃないかと。いいことになりますか、良いことになるんかというたら、私は良いことにはならないと思います。だから、それだから逆行するんでないかというふうに思いますが、忠岡町はこれ、前進することやというふうに、男女の平等に向かってええことやというふうにお思いなのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。もう時間があまりないので、長い答弁要りませんので。

委員長（前川和也議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

議論する中で、先ほどございました。当然、先ほどございましたように運営審議会という、実質的に利用されている皆様方というんですかね、施設の答申もございました。で、委員もおっしゃっておられましたが、昨年ですか、12月に町長のほうからも、答申等ございましたら、それをもってまた検討を加え決定していくというところは、委員おっしゃったとおりでございます。

今回、この答申等を受けまして、その協議の内容で加味した結果、町としましてもより多くの方に、先ほどの繰り返しになりますが、ジェンダーといいますか、より多くの方々に広くご利用いただく施設として、働く婦人の家をご利用いただいた方も利用していただくということ、当然できますので、そういう形で広く利用して行ってほしいというところをもって、それをもって男女の進展を阻害しているというものではないのかなと総合的に判断しまして、今回このような形、答申も参考にさせていただいて判断させていただいたというところでございますので、よろしくご理解のほどお願ひいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

長かったですけど、結局私のお聞きした、これ、後退になるんじゃないですかということについては、そうではないということで、でも委員おっしゃるとおりとかいうふうにおっしゃるので、後退なのかというふうに思ったりするわけですけども、広く使うことを私、反対してるわけじゃないんです。広く使うということじゃなくて、これね、やっぱり女性の力をつけていくエンパワーメントというところに役立つような形にしてくださいよということ言ってるわけなんです。

もうあまり、もう1点だけちょっとね、そこはちょっとはっきりとした答弁がいただけなかったですけども、担当課としても働く婦人の家廃止ということはいいことだというふうな、そういうふうにおっしゃってるということで、よろしいですか。そういうふう聞こえるんですけども、いいことだということですか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

当然いいことだということは申し上げておりませんので。ただ、住民も参加しての、いわゆる答申という部分も非常に大きな部分であると。これは前の議会でも多分申し上げたと思います。やはり使用している住民皆様のご意見というのも広くございます。その中で、参加されている方には、中には当然女性の方もいらっしゃると思います。そういう方々のご意見、あるいは先ほどありましたアンケートを捉えたところもございますので、そういうものを総合して判断していく、した結果と考えてございます。

また、男女共同につきましては、基本計画のほうで別途、また政策推進を図っていきたいと考えてございますので、後退という部分ではないと認識はさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

後退ではないと、後退と言ってしまったら大変なことになるので後退ではないということですね。それはちょっと担当課としての認識としてはやはり問題ではないかというふうには指摘をしておきます。

最後ですけれども、これ、大阪府のホームページで男女共同参画計画のところで見たら、ちょっと驚いたんですけれども、男女共同参画関連施設一覧というものがあるんですけれども、これは誰でも取れます。これ、令和3年度を見ましたら忠岡町の施設ですね。男女共同参画関連施設は令和2年度までは働く婦人の家だったんです。ところが、令和3年度、去年度ね、令和3年度は忠岡町文化会館に変わってるんです。ということで、まだ働く婦人の家は廃止されていないのに、もう文化会館に変わっているということなんです。これはどういうことなんでしょうか。これは大阪府に誰、報告したんでしょうか。これということで。ちょっとこれ報告、いつも大阪府に報告、何かアンケートみたいな調査票が回ってくる、それを書いたところなのか文化会館なのか、大阪府に報告した担当課からちょっと説明いただきたいと思います。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

ちょっと確認させていただいて、どこの課が決定するのかというところについては確認をさせていただきますので、現状ではちょっとお答えのほうができかねます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

人権課ではないということですか。人権課であれば次長、分かりますよね。ご自分のところを出したんだったら、うちですとなるけど、これ、何で忠岡町、文化会館になっているのかという説明が要ると思うんです。2年度までずうっと、60年からずうっと働く婦人の家でずうっと報告してきてるのに、何で令和3年度になったら文化会館に変わってるのか。これはちょっと説明いただかないと。もう答申もろたから、もう変えましたということであれば、ちょっとそれは拙速過ぎるというふうに思いますので、この説明はちょっとどこかでしていただきたいと思います。まあ、あまり影響はないけれども、でもそれは手続上ね、勇み足ではないかと、忠岡町のいうところはちょっと指摘しておきます。そうであればね。

委員長（前川和也議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

後ほどちょっと資料のほう、私どもの持っている資料、2年間の部分かもしれませんけ

ども、ちょっとそれはまた確認させてください。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう時間も時間なんで指摘だけはちょっとね。やっぱり公民館と男女共同参画施設の違いというものが、やはり大きく違うんですよね。根拠法がそもそも違う。根拠法、違うですね。だから公民館法に基づく公民館の文化会館というのと、あと男女共同参画の基本法ね。男女共同参画社会基本法ですか、法と、あと国の第5次男女共同参画基本計画に基づいてこの男女共同参画というのが、計画がつくられているわけですから、女性政策なんです、これについては。

ということやから、ちょっと違うと思うんですが、文化会館があと引き継いで男女共同参画施設としてやっていくんだということで、そういうつもりで書いているのであれば、またそれはそれできちんと議論をして、どういうふうにするんだということの説明は要ると思うんですね。でもね、男女共同参画関連施設にするつもりはなさそうな、今までの公民館としますと。公民館は公民館なんです。男女共同参画施設じゃないんですよ。

ということもあるので、ちょっと明らかにしていただきたいと。採決に影響するということではありませんけれども、ちょっと疑問をね、やっぱり質疑やから疑問をただすという質疑なんです。質問じゃないんです。これ、質疑なんでね。だからそれはちょっとただしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（前川和也議員）

他に、ご質疑はどうですか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

ないようですので、今12時になってしまったんですけれども、この7号と10号につきまして討論と採決したいなというふうに思いますけれども、委員の皆さん、どうでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長、討論の仕方は1件1件、採決ですね。

委員長（前川和也議員）

はい。別々です。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（前川和也議員）

それでは、ご賛同を得られましたので、続きまして討論に移りたいと思います。

まず、7号のほうですね。忠岡町公民館条例について討論はございませんでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

反対討論ですね。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

第7号のほうですね。

委員長（前川和也議員）

第7号、はい。

委員（是枝綾子議員）

この条例改正について、日本共産党の意見を申し上げます。

働く婦人の家条例を廃止することに伴い、働く婦人の家の使用料を公民館条例に記載するというものであります。働く婦人の家条例には使用料の減免対象に勤労女性や勤労世帯の主婦などがありますが、公民館条例にはありません。年間7万2,960円もの負担増になる影響があるにもかかわらず、減免規定を引き継がないというものであります。時代に合わないからといって働く婦人の家を廃止し、サークル登録でない女性を利用から排除することにつながる条例の大きな変更は認められません。

男女共同参画計画の推進、ジェンダー平等社会の実現の流れに逆行する行為であり、時代に合わないのはむしろ忠岡町のほうであります。忠岡町と教育委員会に働く婦人の家の存続と女性が集える場の保障を求め、反対討論といたします。

委員長（前川和也議員）

次に、賛成討論はございませんでしょうか。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

質疑、いろいろさせていただきましたけれども、一応一定、趣旨、理解しました。で、減免申請の部分についても、今後改定、町全体としてしていただけるということでありませぬ。

むしろ特定の方、特に性差で区別して特定の女性を優遇するというのは、それはむしろ逆差別、男性に対する逆差別なので、男女平等に反する行為やと私は思います。ですので、むしろ男女、誰、男女とかこういう人やからとか、そういうことなく減免をなくすという方向で町として取り組んでいただけるということですので、私はこの条例改正に賛成

させていただきます。

委員長（前川和也議員）

続きまして反対討論、ございませんか。

賛成討論もありませんね。

（な し）

委員長（前川和也議員）

これにて討論を終結いたします。

続きまして起立により採決を行います。

議案第7号 忠岡町公民館条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の議員の皆さんの起立を求めます。

（起立多数）

委員長（前川和也議員）

起立多数、よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

それでは、続きまして議案第10号 忠岡町働く婦人の家条例の廃止についての討論を行います。

討論はございませんか。

反対討論、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

働く婦人の家条例の廃止条例に対し、日本共産党の反対討論を行います。

忠岡町の働く婦人の家は、忠岡町や近隣市の女性が利用でき、女性の社会参加や男女共同参画社会の実現に向けての様々な取組をしてきた地域の拠点施設であります。利用料の減免制度もあり、女性が集える場で女性のエンパワーメントに大きく貢献してきました。

前出の、先ほどの公民館条例の使用料の議案でも述べたとおり、働く婦人の家が廃止され公民館一本になると、文化会館のサークル登録ができない女性を利用から排除することになり、男女共同参画計画の推進、ジェンダー平等社会に逆行するものであると言えます。

働く婦人の家は労働部局の施設であるにもかかわらず、当事者である女性労働者や労働関係者が委員に入っていない委員会で審議され、廃止の答申が出されたのは大きな問題であることは指摘しておきます。

利用対象が女性になっており、男性が推奨されていないことを理由に、施設そのものを廃止するのは乱暴なやり方であります。他に問題解決の方法の検討もされず、廃止ありきの方針決定は、女性の置かれている現状の認識が足りないと言わざるを得ません。

代替施設もなく、これでは男女共同参画計画の推進に水を差す、逆行するものであるこ

とから、働く婦人の家条例の廃止条例には反対いたします。

委員長（前川和也議員）

続きまして、賛成討論ある方、いらっしゃいますか。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

先ほどの議案7号ともかぶるんですけれども、確かに女性は社会的弱者というところは分かります。DV被害もそうですし、いろんな部分でまだまだ所得も低いというところはあります。だからといって、じゃあ弱者の女性を云々というところで優遇するのは、やっぱりそこは逆差別というところで、男女、関係ないというところは一貫して申し上げます。

加えて言うなら、社会的弱者の女性を救うとかそういうほうは、やっぱり女子教育の普及であるとか別の方向の別の施策でまた進めるべき話であって、また弱者に対する対応、優遇というんですかね、についても女性やからというのではなくて、例えば低所得の人であるとか社会的に弱い人というのは男女関係ないので、そこは性差関係なく対応していくというのが本来の男女平等ではないかと思います。

ですので、女性の目線に視点を置き過ぎると逆にまた男女差別、女性を優遇する逆差別になってしまいますので、そこは逆行してはいけないと思います。ですので、今回の住民誰もが平等に利用できる公民館づくりを今後目指すという意味で、この今までちょっとおかしかった働く婦人の家をなくすと、で、本来の男子、女子、女性、男性関係なく、性差関係なく対応していくんだという町の姿勢は、そこは本来の男女平等にそぐうものやと思いますので賛成させていただきます。

委員長（前川和也議員）

続きまして、反対討論ございませんか。

賛成討論はございませんか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

これにて討論を終結いたします。

続きまして起立により採決を行います。

議案第10号 忠岡町働く婦人の家条例の廃止について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（前川和也議員）

起立多数、よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

これにて7号、10号、終わりました。一旦休憩とさせていただきます。

続きましての再開は、午後1時より再開いたします。

（「午後0時08分」休憩）

委員長（前川和也議員）

それでは、引き続き審議に移りたいと思います。委員会を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

委員長（前川和也議員）

議案第8号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

議案書53ページをお願いいたします。議案第8号、忠岡町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いいたします。本件は、令和4年12月15日付け社会保障審議会医療保険部会の議論の整理にて、出産育児一時金の額を令和5年4月1日から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことから、健康保険法施行令等について所要の改正が行われました。これに伴い、本町国民健康保険条例における出産育児一時金の支給額を引き上げるべく、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、お手元にご配布しております議案第8号保険課資料1、資料2によりご説明申し上げます。

では、資料1、忠岡町国民健康保険条例の一部改正についてをご覧ください。上段の条例改正の背景については、国の政令の動向等でございます。後ほどご高覧ください。

次の条例改正の内容でございます。出産育児一時金を現行の40万8,000円から48万8,000円に改め、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の総額を50万円とするものでございます。

改正による影響といたしましては、出産費用が増額傾向にある中で経済的負担の軽減が図られます。

条文の改正箇所につきましては、次のページの保険課資料2、忠岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表のとおりでございます。後ほどご高覧ください。

説明は、以上のとおりでございます。どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

す。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりでございます。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

出産のときの分娩の費用の非常に助成になるということで、大変これは引き上げされるということで、いいことだと思います。

ちょっと近隣の公立の病院ですね。市立病院の分娩の標準的な費用というのが、ホームページ等でちょっと見ましたら、泉大津は市立病院は47万円から52万円という、市民以外の方ということですね。ということになっていまして、大体それに見合うような形にはなっているかなという、金額的にということではと思いますが、足りない方も中にはいらっしゃるかもしれないと。正常な分娩でそのぐらいなので、いろいろと費用はまだまだ、それ以上にはかかると思いますが。

この金額ですね。全国で国保、みな同じ金額なんですけれども、これは市町村独自に金額を設定することができるものなのか。

それと、その財源については、上乘せする分はもちろん忠岡町がということになるかと思いますが、この48万8,000円の、加算額1万2,000円で50万円というのは、この財源は全額大阪府なのか、忠岡町も負担を幾らかするのか、その辺りの負担の財源ですね。どうなっているのかを教えてくださいたいんですが。だから独自にできるものなのか、金額をもっと上積みして。あと、これの財源はどうなっているのかというのを2点お聞きしたいんですが。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

こちら、出産育児一時金の給付につきましても、大阪府の運営基準に基づきという形でこちらのほう、50万円というものは決定させていただきたいというふうに考えております。財源につきましては、現行42万円なんですけれども、そちらのほうにつきましては大阪府の普通交付金のほうから全額歳入しております。4月1日以降ですね。こちら50万円が可決されましたら、令和5年度当初予算の中では出産育児一時金の支給1件当たり

5,000円を国庫補助しますということになっておりまして、その分は国保会計で歳入を見込んでおります。ただし、この分につきましてはまた大阪府の、大阪府に納めます事業費納付金の中の一部としても組み込まれるものになりますので、その補助金に対しましても大阪府に納付金として納める形になる予定となっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。府の運営基準ということで、あまり独自にできるものでもないという、そういう答えですね。というのと、あとその財源については普通交付金ですね。国から来る11%とか何%かちょっと忘れちゃったけども、その分から府が全額というけれども、納付金として忠岡町が、保険料と一緒に集めた納付金として上げるものに組み込まれている、どのぐらい組み込まれているんでしょうか。すみません。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長

保険課（泉 亜希課長）

この令和5年度に限るものにつきましては、1件当たり5,000円の補助となっておりますので、事業費納付金のうちのこの令和5年度分につきましては、予算では24件分を計上する予定としておりますので、5,000円掛ける24件分を出産育児一時金の国庫補助という予算の見込みですので、その金額をそのまま納付金として納めるという予定をしております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。そしたら国庫補助が来る、その5,000円を充てて、納付金にその分を加算して納めるということで、忠岡町が何か身出しをしてとか保険料から出してということではないということでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

例年は、出産育児一時金については一般会計からの繰入れもございます。

委員（是枝綾子議員）

負担があるんですね。はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。またちょっと詳しいことは、繰入れのどのぐらいというのはまたお聞きします。分かりました。ありがとうございます。

委員長（前川和也議員）

他に、ございませんでしょうか。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

何点かお聞きします。

まず、今回50万円引き上げるべきということで、引上げなんですけど、加算額、変わらない。変わってないじゃないですか。ここの加算額はもういじれないというか、いじらないものなんですか、そもそも。分かってなくて申し訳ないですけど。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

こちらの加算額1万2,000円というのは、この出産育児一時金の中のうちの1万2,000円分が、産科医療補償制度というものの掛金が含まれてるものになるんです。この掛金につきましては1万2,000円ということで、今どこも日本中になってまして、その金額を含めた出産一時金を給付するという流れになりますので、今回はこちら、1万2,000円というものについては変更はございません。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、もう全国一律で、これはもう支給するものやということになってるということですよ。分かりました。ありがとうございます。

あと、ちょっと先ほどもあった予算のほうなんですけど、これ、予算委員会で聞こうかなと思ったけど、いいのかな、今聞いて。当初予算に入ってるじゃないですか。もう、ちょっと聞いてしまいますけど、予算書に一応府からの支出金で来てるというところで書いて、財源、書いてるんですけど、国庫支出金ね。その言ってる一時金の臨時補助金、12万計上されてるでしょう。これ、でも先ほど5,000円掛ける24件か。私の計算、間違えてる。合わへんでしょう。何でなんと思ってる。合ってる、私が間違ってる。ごめんなさい。私の計算間違い。ごめんなさい、

それなら、それ入ってて、府のほうから全額、1,200万円じゃないですか。府支出金のほうが1,200万円でしょう。これはもう給付費で1,200万円来てるのは、そっくりそのまま支給する額なのか、それとも府の、要は上から下りてきてる業務を忠岡町がするんやから、この中に人件費とか、その事務的経費というか、町の職員、手を食われる分があるじゃないですか。そこら辺のお金の何か措置というのは、入ってるのか入ってないのか。もう完全に給付金だけの手当ですか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

歳出の出産育児一時金のほうの50万円掛ける24件分の1,200万円というものは、住民さんに対して払うだけのものになります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そしたら、もうこの分に係る、これは町独自の施策じゃないじゃないですか。まあ言うたら上から下りてきてる府の施策というか。じゃないですか。そこはもう府は何か手当じゃないけど、私らから言わずと町の職員を何か府の事業にただ働きさすんかいみたいなね。人件費ぐらい事務費というかね。そこの措置は財政措置はないんかいって思うんですけど。

保険課（泉 亜希課長）

はい。すみません。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

私たちの事務に対しての補助というものはないものと認識しております。

委員（勝元由佳子議員）

ああ、なるほどね。分かりました。ありがとうございます。ごめんなさい、1個。

委員長（前川和也議員）

はい、どうぞ。

委員（勝元由佳子議員）

そこら辺ね。業務量的にこれに係る業務ってそんなに多くないんですか。そこなんですけど、これに食われるんやったらやっぱり町、我々住民からすると町の職員を府の業務に使うのはちょっと、幾分かでもとか思ってしまうんですけど。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません、この国民健康保険につきましては保険者が町なんですね。後期のほうで言うとなれば後期高齢者広域連合の一部の事務を私たちがやっているという、その違いがありますので、国保の分につきましては私たちが保険者ということになります。

委員（勝元由佳子議員）

なるほどね。はい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、あれやね。やること決めるのは上で決めるけども、実際、実施機関、うちらやから、もうやって当然の業務やからということですかね。やるのが、実施機関、保険者が忠岡町やから。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

大阪府の目指す統一した健康保険を進めるというものにつきましては、そのような形になります。

委員（勝元由佳子議員）

なるほどね。分かりました。ありがとうございます。

委員長（前川和也議員）

他に、どうですか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

ございませんので、質疑を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

ないようですので終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第8号 忠岡町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認めます。

よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして、議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

保険課（泉 亜希課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

議案書57ページをお願いいたします。議案第9号、忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。本件は、国民健康保険料条例につきまして、経済動向等の影響で軽減対象者が縮小しないように配慮するための国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直すものや、特例対象被保険者の軽減に関する届出時の提示物の追加など、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、お手元にご配布しております議案第9号保険課資料1、資料2によりご説明申し上げます。

では、資料1、忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてをご覧ください。上段の条例改正の背景については、国の政令等の動向などがございます。後ほど高覧ください。

次の条例改正の内容でございますが、①と②の2点が主な改正内容でございます。

1つ目として、国民健康保険料の均等割と平等割を軽減する所得判定基準となる金額を国民健康保険法施行令の条項を引用するように改正を行うものでございます。これは被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を、例えば5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を算定する場合、数字で28万5,000円と表記していましたが、この部分を国民健康保険法施行令の条文と同様に改めるというものでございます。

今回、このように改めますのは、今回の国民健康保険法施行令の一部改正の公布もそうでしたが、報道ではこのような改正が起こりそうという状況は少し早く把握するのですが、それ以降、国からの正式な通知が届かない場合があり、大阪府に問い合わせても府にも情報が届いていないという状況が続く中、それでも4月1日の賦課日へ向けての条例改正が必要であり、被保険者の皆様へ滞りなく、この軽減の対応を可能とするため、このように改めるものでございます。

今回の国民健康保険法施行令の一部改正においては、5割軽減の対象となる世帯については現行の28万5,000円が29万円に、2割軽減の対象となる世帯については現行の52万円から53万5,000円に変更になります。

②につきましては、会社都合により退職された方を対象とする保険料の軽減措置の届出時の提示物について、これまでは雇用保険受給資格者証であったのが、今回、この資格者証または雇用保険受給資格通知に改めるものでございます。

次に、改正による影響でございますが、この軽減判定所得基準の引上げは、国が物価の上昇など経済動向等を踏まえて行われるものですので、生活水準の変更がない場合は引き続き軽減対象となる見直しとなっております。

根拠法令はご覧のとおりです。

条文の改正箇所につきましては、次のページの保険課資料2、忠岡町国民健康保険料条例案新旧対照表のとおりでございます。後ほど高覧ください。

説明は以上のとおりでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございます。

それでは、ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今回の改正で少しだけ所得が上がるといいますかね、対象となるということで、これをもって現在、その所得が同程度の方がこの引上げによってカバーできるというふうに見込んでおられるでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

今回の改正につきましては、同じ所得の方であれば変わらないというふうな設定になっております。直近の数字で申し上げますと、7割軽減の世帯の方が797世帯、5割軽減の方が325世帯、2割軽減の方が211世帯で、計1,333世帯が直近の保険料の軽減を受けてらっしゃる世帯数になります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

前年度と同じ所得であれば、この5割軽減の場合、0.5万円引き上がってなくても対象には十分なるわけですよ。その0.5万円分引き上げる、2割軽減でしたら1.5万円引き上げるといことは、物価の上昇で最低賃金とかが上がったりとかいろいろ、そういった収入が増える要素がそれだけあるということで、例えば給与の収入の方も最低賃金が少し上がったら、やはり年間にしたらこれ以上上がる場合もあるので、同程度であっても、物価も上昇してるけれども、賃金も上がっていて、でも、追いついてませんけども、その方が外れる場合もあるのではなかろうかという心配はあるんですが。ということで、現在受けれた方が、これ以上所得が、これ以上に上がってしまったら5割軽減の方が5割ではなく2割軽減のほうに下りてしまうというか、いう可能性もあるでしょうし、ということですね。それから、2割軽減にも引つかからない場合もあるということなので、これは本当にこの分でカバーし切れるんだろうかという不安はやっぱりあるんですが、それはこの5割軽減で0.5万円、人数分もありますけれども、この2割軽減の1.5万円の、これでできると、国のほうがそのように説明してるけど、その根拠をもう少しちょっと、どの程度これが、この数字になったということなのかというのをちょっと教えていただきたいんですが。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません、細かい根拠というのは国からは直接には届いていないんですけれども、やはり先ほどから申し上げていますように、消費者物価などのそういうものを総合的に勘案して決めているものということで、政府のほうからは届いております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。現在受けておられる方が、生活水準の変更がない、ないというんですかね、そんなに大きく変わらない場合はいいんですけれども、これが外れてしまったら5割軽減の対象か外れると保険料が2倍に増える、5割軽減してもらったのがなくなってしまうたら、10割ということで倍になるわけなんですね。ということで、これはちょっと大きな問題になると思いますので、引き続きそういった心配はちょっとありますけども、引上げということで、ちょっとでも対象を広げていただくということでは。でも、これでいいのかなという。要は国のほうなのでね。分かりました。

委員長（前川和也議員）

他に、ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

もう1点、確認です。

委員長（前川和也議員）

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

非自発的失業者のね。会社倒産とか首、切られてしまったとかいろいろ、そういう非自発的な失業者の方の国保の軽減措置の際に提出する資料として、雇用保険の受給資格者証だけでしたか、今。通知も加えるということで、資格者証が来る前、発行されるまでちょっと期間がありますので、その際にこういった形でできるだけ早く対応するというので便宜を図るという、そういう改正ですかということで。

委員長（前川和也議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

こちらのほうは雇用保険のほうのルールによるものになるんですけれども、ハローワークでの失業認定の際に、昨年10月からはマイナンバーカードを提示して雇用保険の受給

資格の確認を受けたときに、雇用保険の受給資格者証に貼りつける顔写真ですとか、手続きごとのこの証の持参が不要となったということなんですね。それに伴いまして各種手続きの処理結果は雇用保険受給資格通知を本人に渡す取扱いとなったということなんです。それに伴いまして、国民健康保険料の軽減の対象となる方を私たちが確認させていただきま  
すときに、この通知を用いることも可能というふうにルールが変わるものでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。マイナカードで手続きをした人用ということですね。これはね。それ以外の方はこれではちょっと対応してもらえないということですね。そもそも発行されないんですかね。マイナカード以外の方にはこういう資格通知というのは発行されないですね。分かりました。あまり関係ないということで、分かりました。

委員長（前川和也議員）

他に、ございますでしょうか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、質疑を終結いたします。

委員長（前川和也議員）

続いて、討論を行います。討論はありますか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

なきようですので討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第9号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認めます。

よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

続きまして議案第11号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について、本常任委員会に係る部分についてのみ、担当課より説明を求めます。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

議案書の65ページをご覧ください。議案第11号、令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について、ご説明させていただきます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,181万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億5,020万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により、福祉文教常任委員会に係るもののみご説明させていただきます。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更は第2表、地方債補正によるものでございます。

68ページ、第2表、地方債補正をご覧ください。地方債の変更でございます。今回の変更は令和4年度の認定こども園整備事業に係る国庫補助金の交付決定に伴い、国庫補助金と地方債及び基金繰入金を財源更正する必要が生じたため、認定こども園整備事業債の限度額を増額するものです。起債の目的は、認定こども園整備事業債で、限度額を3億5,250万円から1億1,780万円を増額し4億7,030万円とするものでございます。

70ページをご覧ください。歳入で第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金で、補正額782万1,000円は、子どものための教育保育給付費負担金2、3号分でございます。第2目 教育費国庫負担金で、補正額275万1,000円は、子どものための教育保育給付費負担金1号分でございます。

次ページにまいりまして第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金で、減額補正額1億2,789万6,000円は、令和4年度認定こども園整備事業に係る都市構造再編集中支援事業費補助金の交付決定に伴う減額ほかでございます。第9目 教育費国庫補助金で、補正額465万円は、学校保健特別対策事業費補助金ほかでございます。第15款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費負担金で、補正額391万円は、子どものための教育保育給付費負担金2、3号分でございます。第2目 教育費負担金で、補正額137万5,000円は、子どものための教育保育給付費負担金1号分でございます。

次ページにまいりまして、第2項 府補助金、第2目 民生費補助金で、補正額567万2,000円は、重度訪問介護等利用促進支援事業費補助金ほかでございます。第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第2目 愛の福祉基金繰入金で、補正額789万円で

ございます。第21款、第1項 町債、第2目 民生債で、補正額1億1,780万円は、認定こども園整備事業債でございます。

73ページをご覧ください。歳出でございます。歳出で民生費、教育費の一部費目において職員の時間外勤務手当を増額しております。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第9目 電子計算費で、補正額20万9,000円は、国における障害福祉サービス、データベースを構築するための総合行政システム改修業務委託料でございます。

次ページにまいりまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第2目 障害福祉費で、重度訪問介護等利用促進支援事業費補助金の交付に伴う財源更正でございます。第8目 ひとり親家庭医療費で、補正額102万円は、ひとり親家庭医療費と、それに伴う審査支払手数料でございます。

次ページにまいりまして、第2項 児童福祉費、第2目 児童福祉施設費で、補正額1,794万8,000円は、認定こども園施設型給付費2、3号分でございます。第6目 認定こども園整備費で、国庫補助金の交付決定に伴う財源更正でございます。

次ページにまいりまして、第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費で、補正額312万円は、感染症対策消耗品代ほかでございます。次ページにまいりまして、第3項 中学校費、第1目 学校管理費で、補正額156万円は感染症対策消耗品代ほかでございます。第4項 第1目 幼稚園費で、補正額550万4,000円は、認定こども園施設型給付費1号分でございます。

説明は、以上でございます。どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

すみません、続きまして、引き続き先日の全員協議会の中で是枝議員からのご質問のありましたところで、3か年度にわたる東忠岡こども園整備に係る事業費について取りまとめたものをご用意しましたというところで、一定ご説明をさせていただきます。

追加で資料をご配布をさせていただいております教育みらい課追加資料、仮称東忠岡地区認定こども園整備事業に係る事業費見込みをご覧ください。すみません、こちら、お手元にお配りしています上の段が継続費をベースにして計上して予算を確保したものを示しております。下の段が実際の事業費ベースの数字を反映した結果、実績見込みをまとめたものでございまして、比較していただいておりますのとおりなんですけども、当初見込んだ財政負担額内でいずれの年度も収まっております。最終の総額も継続費の範囲内での執行予定となっております。継続費をベースに予算は計上しているため、今回このような補正

が必要となっているものでございます。ですので、入る予定の国費等が減少するものではございませんので、よろしくお願いいたします。

説明は、以上でございます。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今ご説明いただいた認定こども園の事業費の見込みでなんですが、工事費そのものが、事業費が入札が行われたので、若干、その14億は要らずに11億1,470万2,000円ということで、それに対しての国庫支出金というのも当然、当初の予定よりも少なくなるということは分かりました。で、なんですが、この割合というんですか、割合はほぼ変わらないという、計算してませんのでね。14億に対しての6億3,000万と、11億1,470万とこの4億8,000万という、この割合についてはほぼほぼ変わらない割合でしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、そして、今回、認定こども園整備事業債を1億1,780万円、町債を発行するという分の説明というのが、どうこれを見たらいいんでしょうか。既定予算3億5,250万円、これ既定予算、これ全部認定こども園の分ですか。すみません。これが3か年分とか、この年度に発行して、この年度の分でなく、複数年にわたっている分というふうに見てよろしいんでしょうか。ちょっとこの説明、11億7,800万円発行する理由というんですかね。その説明をお願いします。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

すみません、今枝議員、見ていただいているのは、議案書の72ページの町債の部分を見ていただいているというところよろしいでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

財政課（岩佐式人課長）

こちらの認定こども園整備事業債につきましては、もともとこの既定予算というのが令和4年度の当初予算に計上していた認定こども園の整備事業債ということになります。で、今回この既定予算を、起債の計算をする際には変更する前の国庫補助金の金額において起債の計算もさせていただいておりますので、この3億5,000万という数字になっていたというところでございます。今回、国庫補助金の交付決定があったことによりまして、国庫補助金が減りましたので、事業費に対してその国庫補助金を引いた額を再計算し直すと、差額としてこの既定予算の3億5,250万から1億1,780万円、起債のほうを増額補正しないと事業費の財源が狂ってしまうということになるので、こちらを今回、起債の額を変更させていただいたというところでございます。

こちらにつきましては、実際、この資料の中の令和4年度の実績見込みのほうを見ていただきますと、実際、今年度に支払う見込みの額というのがこの下の6億4,600万に対しまして、国庫補助金、国・府支出金が2億5,700何がし、地方債が3億3,350万、その他、特財として5,500万ほど計上させていただいております。

実際、既定予算の範囲内で、今回支払う金額の起債の発行は足り得るんですけども、ここを今回増額した理由としましては、こちら3か年の継続事業になりますので、継続費14億を3か年で一応予算計上しているもので、最終年度まで逡次繰越という形で繰り越していく、予算を繰り越していくという制度になっておりますので、今回、その繰越しの予算も今回、起債するに当たっての担保とするために増額しないとイケないと。ですので今回増額させていただいたということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。今の説明で今発行するこの1億1,780万円という分は、令和4年度

の支払分ということではなく、令和3年度からの引き続き、あるいは5年度にもかけての分という、3か年の間での繰越予算の分であるから、令和5年度に発行するのがその分少なくなるという、そういう考え方でよろしいでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

はい、そのとおりでございまして、最終、継続費の14億と実際の工事が終わった、今でいうと11億1,474万2,000円と、この差額については最後、精算ということで、その分の余った分については起債も発行しないというようなところで精算させていただきます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら一応3か年事業なので、令和5年度で全部精算も終わるということですが、一応工事の期間というんですかね、というのはいつまでになっていますでしょうか。令和5年度の。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

今のところ予定では7月31日までが工期となっております、工期、工事自体は今のところ順調には進んでおりますので、申し添えさせていただきます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。じゃあ令和5年度、7月31日で全部引渡しも終わるということで、地域子育てセンターも、あと公園も全部ここで完成するという予定なんですね。運動、校庭も全部。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。ありがとうございました。

委員長（前川和也議員）

ほかの方で、ご質問ある方いらっしゃったら。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

予算書の70ページの国庫支出金のところ、以降、歳出のところも同じのがあるんですけど、国からの子どものための教育保育給付費負担金の1号から3号までの分なんですけど、これ、一応民間の保育所さんということでお聞きしてるんですけど、チューリップさんとピープルさん、2か所ね、町内にあって、そちらに今回払う補助金でということなんですけどもね、この補助金って、施設の預かってるお子さんの人数とか規模とかに比例するという事なんですけど、今年度、まずこの民間の保育所さん、2か所ね、チューリップさん、ピープルさんに公費、国も府も町も含めて公費が今年度どんだけ投入されるか。決算もまだなんでばくっとでいいんですけど、それぞれの額と、あと規模ということなんで、チューリップさん何人、ピープルさん預かり人数何人、ばくっとで結構なんで、ちょっと教えていただきたいんですけど。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今のご質問ですけれども、75ページですね。児童福祉施設費の中の18節のところ認定こども園、施設型給付費2、3号認定ということで、今回補正で1,500万ほど上げるんですけども、既定予算として2億3,700万がございまして、それを合算していただいた額と、77ページですね。同じく次、幼稚園費、1号認定分になるんですけど

も、今回の補正額が550万円ありまして、既定予算が3,300万ほどございますので、それらを合算していただいた額がざっくりとした公費負担額ということにはなるんですが、細かい、そこにももちろん国・府の負担金というものもありますので、これはもう一応制度的に国が半分、都道府県が4分の1、で、各市町村が4分の1という負担割合がございまして、今申し上げた公費の部分のざっくり4分の1が本町の実際の負担額という形にはなるんですけども、具体的に細かい、もうちょっと細かい数字がもし必要なんであれば、それは結構なんですか。今言うてるようなのが一応公費の額ということになります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それは分かります。ここに上がってるのは民間保育所全体の額で上がってるでしょう。私が聞いたかったのは、それぞれ、チューリップさん幾ら、ピープルさん幾らで聞いたかったです。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

申し訳ないです。それであれば、もうちょっとお時間いただけたらきっちりとした資料をつくれますので、予算委員会るときぐらいでも結構ですかね。

委員（勝元由佳子議員）

そうですね、はい。

教育部（二重幸生部長）

そのときにまたお示しさせていただきますので、よろしくお願いします。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ごめんなさい。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応、事前に調べないといけないと思ってたんで、昨日で申し訳ない、事前にお伝えしてたので、なのでそれで結構です。

あと、感染症対策の消耗品代なんですけど、教育費か、学校管理費、小学校ね、中学校

と両方上がってるんですけど、これ、たしか何か来年度に全額繰り越すっておっしゃってましたでしょう。それ、繰り越すのんで、この3月じゃなくて来年度になる。どこで会計上上がってくるのかというのと、もう1個、小・中学校はこうやって感染症対策ね、一応多分このお金でやるんでしょうけど、住民からするともう全部、子どもは一緒なので幼保のほうですよ。未就学の分はしないのというところなんですけど、ちょっと2点お聞きします。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

議員おっしゃっていただいている1点目の小・中学校の感染症対策につきましては、今回上げさせていただいてるうちの一部を来年度に繰り越しするというところで、次の追加議案という形で繰越明許費の予算計上というのをさせていただく予定となっております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

追加議案って、3月ですか。どういうことですか。すみません。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

はい、そのとおりで、2日目。2日目というのが正しいのか、追加でまた出させていただきます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、また出てくるということですね。繰越分はね。分かりました。

あと、じゃあ次の未就学分ですね。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

未就学児の分につきましては、令和4年度に同様には感染予防対策費用として補助というのがございます。今回のこの小・中学校の分につきましても令和4年度の分として交付がなされるもので、これを繰り越すというところですので、就学前も同様にされているというところでご理解お願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

もう同様にしてるというのも、令和4年度中に未就学分はもうやってしまってるというか、対策はもうやってるということですね。分かりました。はい、ありがとうございます。

委員長（前川和也議員）

勝元委員、どうぞ。

委員（勝元由佳子議員）

あと、そうそうそう、これはちょっと聞こうと思ってた。前からちょっと言うてるその3月議会でというところなんですけど、どれやったっけ。何か総合行政システムでしたっけ。歳出、福祉部局のシステム改修費の委託料、上がってますでしょう。これね、もうこの3月24日に議決を得ても、残り5日ぐらいで業者選定も契約も全部、業務完了まで、もう3月末までにできるということなんで、それは結構なんですけど、1点、発注というところで気になるところでちょっと指摘さしてもらいたいですけど、今回みたいにこうやって3月補正に上げてくるってなると、今回、2件か委託料あるでしょう。総務事業のほうのJアラートのほうと、福祉部局のこのシステム改修の委託料と。こうやって発注、契約を伴う案件を3月補正で予算上げてくるってなると、おのずと随契になってくるわけじゃないですか、もう入札なんかできへんから。で、金額も少額随契の額でやから、多分そうなんやと思いますけど、住民から見るとね、うがった見方をすると、やっぱり今まで忠岡町の、特に随契とかでね、「何でこんな随契してるねん」とか、いろいろあたりもしたし、悪い見方をすればこの3月補正を使って駆け込みで、こうやってぱぱぱとやれば、特定の業者に随契やろうと思ったらできるやんというのがちょっと考え、出てしまうんですよ。

なので、そこら辺ね、これは財政部局のほうにお願いになってしまうんですけど、一応庁内でルールね、補正予算を上げるときのルールを敷いてると思うんですけど、3月補正に、こんな年度末迫った時期に発注ね、契約を伴うような補正予算、上げてきたときは、

ほんまにこの3月補正でないとあかんかったんか、もっと前の時期に補正予算なり、もっと言うたら当初予算で上げれるやつやったん違うんかとか、あと、随契するんやったらほんまにその随契理由が合致してるかとかね。そこら辺までちょっと精査した上で予算つける、つけへんとか、おかしかつたらはねるということも、できたらしていただきたいんですけど、そこら辺、財政課的にどうでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

すみません、基本的には全国どこの団体も会計年度独立の原則というものがございまして、うちに関しても全職員がその法律にのっとった形で適切な予算執行というものを考えていただいているというところで、原則、今回逆にそのちょっとイレギュラーな部分はあるんですけども、基本的に3月議会においてぎりぎりの議決されて、発注等に影響のあるような予算編成というのは、原則ございません。

その辺、危惧されている部分なんですけれども、補正予算を計上する際には必ず財政課のほうで補正予算のヒアリングをしておりますので、そこは、もし例えば3月でそういった案件が上がってきたとしても、その発注、随契のガイドライン等もありますんで、その辺も踏まえた上で、できるのかできないのかというところのさばきは財政課で必ずしております。

原則、この委員会制になって1日目の、従来でいう1日目の、3月議会の1日目の議決というのが、今回から最終日の議決ということに変わっておりますので、その辺は逆に情報といいますか、そういうやり方もこちらも重々承知しておりますので、今回についてもそういった新たに、当初予算になくて補正予算に上げないといけなくなったような業者への委託等ですね、そういったものが発生する場合は12月議会までに上げてくださいというところではしておりますので、逆に今回、時間的にというところと、あと今回のいずれの2件についても、随意契約としては2号随契というところと、特定のところしかできないものというところと、あと工期が間に合うというところをきちっと確認した上で補正のほうを上げさせていただいておりますので、今後ともそういった部分ですね、しっかり財政課のほうもきちっと精査しながら補正予算の計上はさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今回が何かすごいイレギュラーで、あんまりこんな委託料が年度末の3月補正に上がってくること自体ないという話なんで、それやったらと思いますけど、やっぱり今まで町の、特に随契とかね、見てきた者からすると、今、岩佐課長も2号随契でという、ここしかあかんという随契理由でっておっしゃってましたけど、変な話、何でもかんでも2号随契にしてたやろということもなきにしもあらずやったし、ほかの業者でもいけるやんというやつでも、ここでないとあかんねんみたいな、そういう理屈つけてやってた場合も何かあったようにも見受けられますし、ほかの随契にしたって随契理由、これね、何号かありますけど、1号、2号とか7号とかあるけど、該当してへんやんという理由でもこじつけてやってたことも正直あるんですよ、過去見てるとね。だから、そういうのを踏まえて申し上げさせてもらってるんで、今後そこら辺、総務課も併せてになるかもしれないですけど、町のほう、財政当局のほうもね。

岩佐課長はそうやって目利きしていただけるかもしれないですけど、ほかの課長に財政課長替わったり、人が替わったりとかしても、ちゃんとそこら辺チェックできるように、町としてちゃんとしていただきたいというところはお願いしておきます。

答弁は結構です。

委員長（前川和也議員）

ほかに、ございますか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第11号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（前川和也議員）

異議なしと認めます。

よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案6件について、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員会委員長報告を行いますので、皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

その他、理事者の皆さんで何かありませんでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

ありますか。公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

午前中、是枝議員からご質問ありました条例の、上程議案の順番でございますけども、法的なルールはございませんでして、各団体の考え方によりまして、本町の場合は条例順に上程をさせていただいています。また、条例制定年月日の順番に上程をしている団体もございますので、よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございます。

ほか、理事者の皆さんでございますか。ないですかね。

（なし）

委員長（前川和也議員）

議員の皆さんのほうで、福祉文教常任委員会に関する事で、何かございませんでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、次の全協って、理事者側って来はるんですかね。来ないんですたっけ、2回目。

議会事務局（柏原憲一局長）

追加議案がありますので。

委員（勝元由佳子議員）

担当部局だけ。

議会事務局（柏原憲一局長）

そうですね。追加議案の担当部局。

委員（勝元由佳子議員）

それならもういいです。言っときますわ。今日ね、文化会館関係の審議でワースト紛糾したと思うんですけど、さっきも言いましたけど、言い漏れないというか、我々議員にちゃんと情報は分かるように事前にとというか、議案資料で全庁として出していただきたいん

です。これ、福祉文教の委員会ですけど。なので、昨日の総務とかにしても、別の議案でちょっと何か町は影響ないって言うてるけど、ほかに影響あるん違うんとかいうのもあったりするし、条例改正なんか特に、多分理事者側は、条例のこことこの文言が変わりましたよという新旧対照表というんですかね。文言が変わったところを何かすごい取り上げてるといふか、そこ、変わったことをお知らせしたらええやんって思ってるかもしれないですけど、そこだけじゃなくて、その背景もあるやろし、もっと大きい目で見ると、木を見て森を見ずみたくないにならずに、ちゃんと我々が知らない情報も含めて、知った上で審議して問題点を指摘とか質疑できるように、そこはちゃんと資料として漏れのないように出していただきたいということだけお伝えしておきます。

委員長（前川和也議員）

他の皆さん、どうですか。ないですね。

（な し）

委員長（前川和也議員）

ないようですので、福祉文教常任委員会を閉じたいと思います。

閉会に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（前川和也議員）

町長。

町長（杉原健士町長）

長時間にわたり慎重にご審議、ありがとうございました。

文化会館、公民館条例のところではございますけれども、昭和の時代から何のルール変更もしないという中において、何か時代に即しているのかなというのもありますし、その分いろいろな点で、公民、文化会館のあり方というの、まだ今、私、個人的なお話ではございますけれども、いろいろ公民連携、またクラウドファンディングとかあらゆる手法を使いながら、また広く住民の皆さんにご利用できるような状態の文化会館でありたいと思いますので、その分またいろいろ今後考えていきたいと思っておりますので、そのときにはまた議員の皆様方にはいろいろとご協力願うことがあるかも分かりませんが、ひとつよろしくお願ひしたいと思っておりますのでございます。

今日は本当にご苦勞さんでございました。ありがとうございました。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

これにて委員会を閉じます。

お疲れさまでございました。

（「午後2時00分」閉会）



以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年3月3日

福祉文教常任委員会委員長 前川和也

福祉文教常任委員会委員 三宅良矢